



4

前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が八十万円を超えるときにおいては、同項の規定にかかるらず、八十万円から改定後の年金額

旧法遺族年金受給者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前各項の規定に

第四条

恩給財團の年金の額の改定

校教職員共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十号）附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金並びに旧法附則第二項の規定により旧財団法人私学恩給財団における従前の例によることとされた年金については、平成十一年四月分以後、その額を、昭和四十四年改定法第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表の下欄に掲げる額に改定する。

(端数計算)

**第五条** この政令の規定により年金額を改定する場合において、この政令の規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこの政令の規定による改定年金額とする。

別表（第四条関係）

この政令は、公布の日から施行する。

改定前年の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から二二九、 六〇〇円まで	一、一二三、〇〇〇
一五〇、〇〇〇円	円 一、一九四、〇〇〇